

公益財団法人阪和育英会 奨学生募集案内

大阪府中央区伏見町4丁目3番9号

公益財団法人 阪和育英会

理 事 長 北 修 爾

公益財団法人阪和育英会は、1957年4月、阪和興業株式会社より基金の寄付を得て設立された公益法人であります。成績優秀で前途有望な学生でありながら、諸般の事情により修学が困難で学資の援助を希望する者に対して奨学金を支援し、教育の機会均等を図ると共に、社会の健全な発展に貢献する目的で運営されております。

給与奨学生になるための資格（留学生は対象としておりません）

1. 日本国籍を有し学校教育法による日本の大学に在学する者（学部生）
2. 品行方正、学術優秀、心身健全で向学心に富み、有能なる素質を持ち
学校長（又は学部長）又は当会が適当と認める者の推薦を受けた者
3. 経済的理由により修学が困難な者（家計の収入合計が600万円未満）
4. 学力基準に関して学部1年生は高校3年間の認定平均値が4.3以上、
また学部2年生以上は平均GPAが3.0以上の者
5. 奨学生選考の面接を受けられる者で、受給期間を通して成績証明書、
及び学業レポートを提出できる者
6. 他の奨学金を受給しての併給受給は可能

奨学金の給与金額及び募集人員（2021年度）

大学生（学部生） 給与月額30,000円 20名程度

奨学金の給与期間

1. 学校の正規の修学期間
2. 原級に留まった時や卒業期限を延長した時、また学籍を失った時は
原則として給与を停止する。また成績証明書や学業レポートを提出
期限が過ぎても提出されない場合は給与を停止する。

奨学生出願手続

1. 本会奨学生を志望するには、在学する学校の学校長（又は学部長）に、
願書を提出し推薦を受けなければならない。手続きは、学校から本会
所定の「奨学生願書」の交付を受け、本人と保証人が必要事項を記入
し、写真を貼付した上で学校に提出すること。また成績証明書、家計の
収入証明書も添付のこと。なお健康診断書は学校指定の様式でも可能。
2. 学校長（又は学部長）は本会奨学生志望者から願書の提出を受け、こ
れを推薦すべき者と認めた時は本会所定の「奨学生推薦調書」に必要
事項、特に推薦事由を詳しく記入し願書と共に本会宛に提出すること。

奨学生の採否決定及び通知

1. 被推薦者について、本会の選考委員会において人物・学業成績・健康
状態・家庭状況など各方面から検討して決定する。又、必要に応じて
面接を行う。
2. 本会奨学生の採否が決定した時は、学校長を通じて本人に通知する。

以 上

2021年 2月 10日